

一般競争入札における入札参加者が1者の場合の取り扱いについて

土 木 部

一般競争入札における1者入札については、これまで有効なものとして取り扱ってきましたが、一般競争入札の競争性をより高めるため、平成22年4月1日以降、茨城県土木部（土木部出先機関含む）が入札公告する発注工事については、入札参加者が1者のみの場合、当該入札を取り止めることとします。

【内 容】

- (1) 県土木部が発注する建設工事に伴う一般競争入札において、入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を取り止めるものとする。
- (2) 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることを公告文に明示する。
- (3) 入札を取り止める時期
 - (ア) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者しか申込みがなかった場合：1者申込を確認した時点
 - (イ) 競争参加資格確認後（総合評価方式の技術資料審査時含む。）、1者申込となった場合：競争参加資格確認通知書を送付する時点
 - (ウ) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、2者以上の応募があった場合：電子入札の締め切り時間において入札参加者が1者であると確認した時点（事後審査及びとりおりにより入札者が1者となった場合を含む。）

ただし、低入札価格調査及び最低制限価格により失格となった入札者については、入札参加として取扱う。
- (4) 入札を取り止めた案件を再公告し入札を行う場合は、原則、競争参加資格の見直しを行うものとする。
- (5) 再公告して行う入札の公告文には、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の明記はしないものとする。なお、再公告しておこなった入札においても入札参加者が1者であった場合は、有効なものとして取り扱う。

【適用範囲及び時期】

平成22年4月1日以降に公告する土木部（土木部出先機関含む）発注工事から適用する。